

伊教委生社第457号
令和6年11月28日

伊丹市社会教育委員会議 会長 様

伊丹市教育委員会

今後の生涯学習施策の方向性について（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、今後の生涯学習施策の方向性について諮問いたします。

（諮問理由）

本市では、これまであらゆる世代がライフステージに応じ、心豊かに暮らせるよう主体的に学べる環境を整備する等、生涯学習の推進に取り組んできました。

現在、国の第4期教育振興基本計画においては、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が総括的な方針として掲げられ、文部科学省の中央教育審議会の議論では、生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿として、「人生100年時代に、経済的豊かさのみならず精神的豊かさから幸福や生きがいを捉える『ウェルビーイング』を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会」とされており、すべての人が生涯学び続け、生きがいをもって活躍できる社会の構築がますます求められています。

目指すべき社会の実現に向けて、リカレント教育をはじめとした生涯を通じた学習活動の支援や地域の生涯学習の拠点となる社会教育施設の効果的活用、学習成果の地域社会への還元等、本市の今後の生涯学習施策の体系的な取り組みの方向性について、諮問いたします。